

船橋に備え置いてください!

仙台塩釜港（仙台区・塩釜区）の地域的情報（参考）

1. 仙台塩釜港付近海域の気象・海象の特性

- ・春から夏にかけては北東よりの「やませ」が吹き、三陸特有の濃霧が多発します。
- ・冬季には風雪を伴う強い季節風が連吹することがあります。
- ・台風や発達した低気圧の影響で、仙台区では東から南東のうねりの影響が大きくなることもあるため、注意が必要です。

2. 仙台塩釜港における港則法に基づく港長勧告基準

●台風・発達した低気圧等

勧告の種類	発出基準の概略
警戒体制 (第一体制)	・仙台管区气象台から仙台市東部、塩釜市に暴風、暴風雪、波浪警報の何れかの発表が予想される概ね12時間前 (ただし、波浪警報のみの発表の場合、塩釜区は勧告対象としない。)
避難体制 (第二体制)	・仙台管区气象台から仙台市東部、塩釜市に暴風、暴風雪、波浪警報の何れかが発表された場合 (ただし、波浪警報のみの発表の場合、塩釜区は勧告対象としない。) ・気象警報によらず、警報級以上の事象が予想される場合

※発出基準の詳細及び船舶が執るべき措置等につきましては、別表1、2をご覧ください。

3. 走錨事故防止のために

- ・最新の気象、海象情報を入手しましょう。
- ・早期の避難、荒天準備を実施しましょう。
- ・適切な避泊地を選定しましょう。
- ・万全な守錨体制を確立しておきましょう。

※なお、ご不明な点がございましたら、宮城海上保安部交通課にお尋ねください。

緊急連絡先

海の緊急通報(118番)

宮城海上保安部

☎ 022-363-0114

交通課(港長事務取扱い)

☎ 022-367-3917

仙台塩釜港船舶通航信号所

☎ 022-365-9770 ※塩釜航路を利用する船舶

宮城海上保安部ホームページ

<https://www.kaiho.milt.go.jp/02kanku/miyagi/>



各海域(港)最寄りの海上保安庁の事務所や地方運輸局で配布している走錨事故防止ガイドラインとともに、船橋に備え置いてください。

台風等に関する港長が行う勧告発出基準と船舶が執るべき措置(塩釜区)

種類	発出の基準	発出時の船舶の執るべき措置					塩釜信号所の運用	解除の基準	その他
		大型船(注1)	中型船(注2)	危険物積載船	旅客船	小型船(漁船・プレジャーを含む)			
警戒体制 (略称:第一体制)	台風又は発達した低気圧等の影響により、仙台管区气象台から塩釜市に暴風、暴風雪警報の何れかの発表が予想される概ね12時間前	<ul style="list-style-type: none"> ●当直員の配置 ●連絡体制の確保 —VHF搭載船は常時聴守 —AIS搭載船は常時作動 等 ●荷役・作業中止の検討又は荷役・作業中止基準に該当する場合は荷役・作業の中止 ●係留強化又は港外退避準備 ●水先人、曳船との調整(注3) 			●運航基準に基づき対応する		—	台風の強風域又は発達した低気圧の影響がなくなり、港内の安全が確認された場合	発出時期が夜間・早朝になると予想される場合には、状況に応じて事前に発出する。
避難体制 (略称:第二体制)	台風又は発達した低気圧等の影響により、仙台管区气象台から塩釜市に暴風、暴風雪警報の何れかが発表された場合(注6) ただし、警報級を超える事象が予想される場合は、当該警報の発表によらず避難体制を発出する(注7)	<ul style="list-style-type: none"> ●VHF搭載船は常時聴守 ●AIS搭載船は常時作動 ●荷役・作業中止 ●港外退避 ただし、港外退避が困難な場合には係留強化とし、万一に備え、曳船の使用を考慮する(注3) 	<ul style="list-style-type: none"> ●VHF搭載船は常時聴守 ●AIS搭載船は常時作動 ●荷役・作業中止 ●係留強化又は港外退避万一に備え、曳船の使用を考慮する(注3) 	<ul style="list-style-type: none"> ●VHF搭載船は常時聴守 ●AIS搭載船は常時作動 ●荷役・作業中止 ●港外退避 ただし、港外退避が困難な場合には係留強化とし、万一に備え、曳船の使用を考慮する(注3) 	●運航基準に基づき対応する	<ul style="list-style-type: none"> ●陸揚げ固縛強化 ●係留強化(注4) 	●避難体制が解除されるまでの間は原則「出港信号」とする(※5)	当該警報が解除され、台風の暴風域や発達した低気圧の影響がなくなり、港内の安全が確認された場合	発出時期が夜間・早朝になると予想される場合には、状況に応じて事前に発出する。

(注1)大型船とは、5,000GT以上の船舶(クルーズ船を含む)をいう

(注2)中型船とは、5,000GT未満であって、危険物船、旅客船、小型船(漁船・プレジャーボート)以外の船舶をいう

(注3)水先人、曳船、綱取船の引受中止基準は風速15m/s以上であることを留意の上、調整を行うこと

(注4)小型船の係留強化においては、波浪及び高潮等による海面上昇を考慮した係留をすること

(注5)港内着岸船舶の港外退避を最優先とすることから、原則避難体制の発出時から解除までの間は、塩釜信号所の管制信号は「出港信号」とする

(注6)暴風、暴風雪警報の発表による避難体制は、予想される風向が西寄り(北西～南西)の場合のほか、海上部のみを対象とした警報発表の場合等、港内への影響が限定的であると判断出来る場合は避難体制を発出しない

(注7)荒天避難海域を「石巻湾」と想定した場合、予想される風向及び波向が南寄りであって、避難船舶への影響が甚大となることが予想される場合は、遠方海域への避難時間を考慮し、発出基準によらず警戒体制及び避難体制を発出する

台風等に関する港長が行う勧告発出基準と船舶が執るべき措置(仙台区)

種類	発出の基準	発出時の船舶の執るべき措置					解除の基準	その他	
		大型船(注1)	中型船(注2)	危険物積載船	旅客船	小型船(漁船・プレジャーを含む)			
警戒体制 (略称:第一体制)	台風又は発達した低気圧等の影響により、仙台管区気象台から仙台市東部に暴風、暴風雪、波浪警報の何れかの発表が予想される概ね12時間前	<ul style="list-style-type: none"> ●当直員の配置 ●連絡体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> －VHF搭載船は常時聴守 －AIS搭載船は常時作動 等 ●荷役・作業中止の検討又は荷役・作業中止基準に該当する場合は荷役・作業の中止 ●係留強化又は港外退避準備 ●水先人、曳船との調整(注3) 			●運航基準に基づき対応する		●陸揚げ固縛強化 ●係留強化(注4)	台風の強風域又は発達した低気圧の影響がなくなり、港内の安全が確認された場合	発出時期が夜間・早朝になると予想される場合には、状況に応じて事前に発出する。
避難体制 (略称:第二体制)	台風又は発達した低気圧等の影響により、仙台管区気象台から仙台市東部に暴風、暴風雪、波浪警報の何れかが発表された場合(注5)、(注6) ただし、警報級を超える事象が予想される場合は、当該警報の発表によらず避難体制を発出する(注7)	<ul style="list-style-type: none"> ●連絡体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> －VHF搭載船は常時聴守 －AIS搭載船は常時作動 ●荷役・作業中止 ●港外退避 ただし、港外退避が困難な場合には係留強化とし、万々に備え、曳船の使用を考慮する(注3) 	<ul style="list-style-type: none"> ●連絡体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> －VHF搭載船は常時聴守 －AIS搭載船は常時作動 ●荷役・作業中止 ●係留強化又は港外退避万々に備え、曳船の使用を考慮する(注3) 	<ul style="list-style-type: none"> ●連絡体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> －VHF搭載船は常時聴守 －AIS搭載船は常時作動 ●荷役・作業中止 ●港外退避 ただし、港外退避が困難な場合には係留強化とし、万々に備え、曳船の使用を考慮する(注3) 	●運航基準に基づき対応する		当該警報が解除され、台風の暴風域や発達した低気圧の影響がなくなり、港内の安全が確認された場合	発出時期が夜間・早朝になると予想される場合には、状況に応じて事前に発出する。	

(注1)大型船とは、5,000GT以上の船舶(クルーズ船を含む)をいう

(注2)中型船とは、5,000GT未満であって、危険物船、旅客船、小型船(漁船・プレジャーボート)以外の船舶をいう

(注3)水先人、曳船、綱取船の引受中止基準は風速15m/s以上であることを留意の上、調整を行うこと

(注4)小型船の係留強化においては、波浪及び高潮等による海面上昇を考慮した係留をすること

(注5)暴風、暴風雪警報の発表による避難体制は、予想される風向が西寄り(北西～南西)の場合のほか、海上部のみを対象とした警報発表の場合等、港内への影響が限定的であると判断出来る場合は避難体制を発出しない

(注6)波浪警報の発表による避難体制は、波向が東寄り(東～南東)の場合に限り発出する

(注7)荒天避難海域を「石巻湾」と想定した場合、予想される風向及び波向が南寄りであって、避難船舶への影響が甚大となることが予想される場合は、遠方海域への避難時間を考慮し、発出基準によらず警戒体制及び避難体制を発出する